

項に規定する保護者の就学義務のうち、養護学校に関する部分は、昭和五十四年四月一日から施行されることである。

従つて、精神薄弱、肢体不自由又は病弱の程度が学校教育法施行令第二十二条の二に定める程度の子女の保護者は、その子女の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでこれを養護学校の小学部及び中学部に就学させる義務を負うことになる。

設置義務に関する事項については、学

校教育法第七十四条に規定する都道府県の学校の設置義務のうち、養護学校に関する部分は、昭和五十四年四月一日から施行されることである。

従つて、各都道府県は、昭和五十四年四月一日以降、その区域内において養護学校への就学義務を負うこととなる保護者の子女を就学させるに必要な養護学校の小学部・中学部を設置しておかなければならることになる。

⑤養護学校教育の課題

養護学校教育の義務制ということになれば、今までの学校教育の考え方では、教育の対象にならないと考えられたいた子供たちにも教育の光をあててやるべき細かな施策が必要になる。障害の重い子供の複雑多岐な実態からみて、まず、多様な教育の場を設けることが考えられなければならない。その際、とくに重要なことは、障害の重い子供の多くは、通常、医療上、生活上の規制を必要とすることが多いた

め、医療、福祉等と一体となつてその教育が行われるよう配慮しなければならないということである。

次に、この多様化された教育の場の中、これらの者にとって、その心身状況に応じ、いざれが最もふさわしい教育の場であるかを考え、就学指導をする必要がでてくる。このために、心身の状況を、医学、心理学等の関連諸科学との連携のもとに教育的には握る方策が考えられなければならない。

更に、この教育にあたる教職員を確保し、これにいつそう専門的知識・技能を修得させる必要がある。

障害をもつ子供の実態はさまざまであり、実際の教育にあたつては、これを画一的に考へることなく、まず個々の心身の状態を出発点とし、これに対応する教育を行う必要がある。

(四) 障害児及び障害の重い児童生徒の教育

障害の重い児童生徒の教育を、重度重複障害教育と言い、近年その教育の研究が取りあげられ、障害児の教育以上に、今までの特殊教育の原理や方法では解決のつかない、もつと基礎的な人間の本質にかかる教育としてとりあげられるようになってきた。

■ 人間の本質を豊かにそだてる

重度・重複障害教育は、人としての芽生えを探し、それをどのように育てるかにある。

対象が年少、または、障害が重度であつても、普通の子供と同じ筋道を通つて成長するので、その子の初期学習をこなせるような働きかけをくふうす

れば、今まで使わなかつた感覚をしだいに利用し、その子なりの運動を自発し、人としての本質を豊かにすることができる。

□ 教育の壁と始まり

対象が年少、とりわけ障害が重度であると幾つかの壁が立ちはだかっているが、一般的の傾向として、身の状況を、医学、心理学等の関連諸科学との連携のもとに教育的には握る方策が考えられなければならない。

更に、この教育にあたる教職員を確保し、これにいつそう専門的知識・技能を修得させる必要がある。

障害をもつ子供が見きわめが難しいことの定まらない動き、所かまわづの発作であるか、発作であるか見きわめが難しいこと。

○ むやみに頭を打ちつける、方向失禁。

○ その他いろいろの行動があるが、よく観察すると、ほんのわずかではあるが、明らかに外界の刺激を取り込んで、みずから外界に働きかけるような自発的行動が認められる。これらの心の芽生えは、まだ力が弱く、持続力がなく、瞬間に消えていくので気がつかない場合が多い。これをキヤッчиし、適切に対処することが教育のはじまりとなる。

①盲・聾・養護学校における重複障害教育

ア、盲学校における重複障害教育

県立盲学校

近年、盲学校にも重複障害を有する児童生徒が多くなってきている。障害の程度、種類、行動の特徴などは実に多種多様である。幸い盲学校には重度の障害を有する児童生徒は少ないが、いわゆる「盲精薄」といわれるものが

この現状に対処するために校内操作による小学部に多くなつてきてている。本年はより小学部に一学級の重複学級を設けている。

□ 重度・重複障害教育の教育課程

重度・重複障害教育が、現在担任教師が対面している子供から出発する

ものであり、人の本質を豊かにする教

育である限り、その子に合わせて教師

が自分で編成し、一人一人の子供をど

○ A・Y(女)全盲(視束委縮による)

のように、どんな方法で教育していくかは、担任教師のくふうと地味な努力の積み重ねにまたなければならない。

一つずつ子供は成長していくものである。

一時的な動機づけや道具的な条件づけの学習、機械的な強制や同じ学習はいくら繰り返しても、その場限りの反応であり、応用のきかないものになる。

その子の人としての成長特に運動を自発して外界に働きかける力、自分で考える力を引き起すためには、主体者内部の状態変化についてよく観察して、指導をくふうし、学習内容を反省、深め更に教材の創意くふう、提示のタイミング等を考え、その子に応じた学習法を開発することが教育課程を編成する根本である。